

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 幼稚園の学級編制の基準を引き下げるとともに、所要の財政措置を講じること。
- (3) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置や研修等に必要な支援策及び財政措置を講じること。

- (8) 人権教育及び人権啓発に係る加配教員の充実を図ること。
- (9) 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。
- (10) 生徒指導上の問題に対応する専門職員に係る各種補助事業等を統合し、学校の状態に応じた的確な配置を可能とすること。
- (11) ICT教育の推進に向け、加配教員及びICT支援員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。
- (12) 地域における子どもの見守り活動を定着させるため、スクールガードリーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。
- (13) 部活動に係る教職員の負担軽減を図る措置を講じること。
- (14) 指導主事の配置に対して十分な財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 幼稚園における発達障害の症状の早期発見や発達障害のある者の状況に応じた適切な発達支援を行うため、保育補助員等の雇用・配置に係る財政措置を講じること。

4. いじめ対策について、第三者的立場の専門委員会の設置や学校ネットパトロール事業及び調査事業等の都市自治体の取組に対し、財政措置等の支援策を講じること。

5. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うとともに、「義務教育免許状」を創設すること。

6. 小中学校の統廃合に伴う教職員定数の減少や都市自治体の財政負担に対し、所要の支援措置を講じること。
7. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。
また、路線バス等をスクールバスとして活用する事業について、財政措置を講じること。
8. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。
9. 学校等における食物アレルギー事故防止に向けた都市自治体の取組に対し、技術的・財政的支援を講じること。
10. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置等を講じること。
11. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
12. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
13. 幼保一元化施設の設置を推進するため、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
14. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
15. 公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額交付すること。

16. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。

17. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度については、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

18. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

19. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

20. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、医療費の支給期間を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、十分な財源措置を講じること。

21. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。

22. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・修理等について、財政措置の拡充を図ること。

23. 東日本大震災関係について

(1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

また、緊急スクールカウンセラー等派遣事業を継続実施すること。

- (2) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (3) 学校の高台移転や学校統合による通学路変更に伴い必要となるスクールバス及び通学路の整備に対し、必要な財政措置を講じること。